新潟市公告第５１８号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び新潟市契約規則（昭和５９年新潟市規則第２４号）第 8 条の規定に基づき公告します。

平成２３年9月２０日

新潟市長　篠　田　　昭

１　入札に付する事項

（1）番　号	第２３０４７号
（2）品　名	小型動力ポンプ積載車（軽自動車トラックタイプ）
（3）品質・規格・数量など	仕様書のとおり　８台
（4）契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
（5）入札日時・場所	平成２３年１０月１３日　午後1時３０分 新潟市役所第１分館　契約課入札室
（6）履行期限・履行場所	平成２４年3月１６日 新潟市消防局
（7）入札保証金	新潟市契約規則第１０条第２号により免除
（8）入札を無効とする場合	新潟市契約規則第１７条第１項の規定に該当するときは無効とし，入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（9）入札を中止とする場合	新潟市契約規則第１９条の規定に該当する場合のほか，対象の入札参加資格者が少数で，競争性が確保できないと判断される場合は，入札を中止することがあります。
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，前項の規定によるほか，抽選により入札者を決定するなどの場合があります。

（11）契約保証金	新潟市契約規則第３３条及び第３４条の規定によります。
（12）予定価格	公表しません。
（13）最低制限価格	設けません。
（14）契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2　入札参加資格の要件

（１）　新潟市内に本店，支店または営業所があり，かつ，当該本支店等が本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者

（２）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

（３）　指名停止措置を受けていない者

（４）　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の１０（暴力的不法行為）の適用に該当しない者

3　入札の参加手続

（１）　一般競争入札参加申請書（別記様式第２号）を２部持参申請してください。
なお，入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

（２）　提出先　　新潟市財務部契約課物品契約係
〒９５１－８５５０　新潟市中央区学校町通１番町６０２番地１
新潟市役所第１分館４階
電話　　０２５－２２８－１０００（代表）
ＦＡＸ　０２５－２２５－３５００

（３）　入札参加申請期限　　平成２３年１０月５日

（４）　受付期間　入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前９時～午後５時
（土・日・祝日を除く）

4　質疑書の提出について

説明会を開催しませんので，質疑事項がある場合は，下記により，必ず質疑書を提出してください。提出は，入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

①　様式　　　別紙様式に準じて作成してください。

②　提出期限　平成２３年９月２９日午後５時まで

③　提出先　　新潟市財務部契約課物品契約係

④　その他　　電話での受付は一切しません。
ＦＡＸ（０２５－２２５－３５００）のみの受付となります。
回答は，個別にＦＡＸするほか１０月５日に入札控室で掲示します。

連絡用に返信用ＦＡＸ番号を記入願います。
質疑書には，正確な番号及び品名を記入願います。

5　入札時の注意事項

①　入札時間に遅れた場合は，入札に参加できません。

②　代理人が入札する場合は，委任状を提出してください。

③　落札者の決定にあたっては, 入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は，消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。なお，入札金額の訂正は無効とします。

④　入札参加申請後に入札を辞退する場合は，書面で届け出てください。

⑤　入札に参加される人は，入札参加申請者毎に原則１名とします。

⑥　予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再入札を１回行う。

6　落札者の決定

落札者が決定したときは，直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとします。

別記様式第２号

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印
担当者
（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　）
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　　）

下記入札の参加資格要件を満たしており，入札に参加したいので，新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第５条第１項の規定により申請します。

記

公告年月日	
番　　　号	
品　　　名	

別紙様式

質　　　疑　　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印
(担当者　　　　　　　　　　　　　　　　)
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　）

1　番　号
2　品　名

質　　疑　　事　　項

平成２３年度

小型動力ポンプ積載車仕様書
（軽自動車トラックタイプ）

新潟市消防局

１　目　的

本仕様書は，新潟市が平成２３年度に購入する小型動力ポンプ積載車（軽自動車トラックタイプ）の仕様について定める。

２　法令適合等

本車両は，本仕様書に定めるものの他，次に掲げる法令等に適合し，緊急自動車として承認を得られるものであること。

（１）道路運送車両法（昭和２６年運輸省令第１８５号）
（２）道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
（３）その他の関係法令等

３　提出書類

（１）承認図書

受注者は，契約後速やかに当市と各資機材の積載要領等の細部打合せを行い，次の書類を契約後１か月以内に３部提出し，承認を受けた後製作を開始すること。

ア　ぎ装を含む車両５面図（承認後１部を受注者へ返却するものとする。）
イ　軽自動車検査協会技術課審査済の検印のある改造概要等説明書（改造自動車等審査結果通知書）の写し又は，軽自動車検査協会各所管事務所届出済の検印のある改造自動車等届出書の写し
ウ　諸元明細書

（２）完成図書

次の書類を，納入時に１部提出すること。

ア　自動車車検証の写し
イ　車両取扱説明書（車両に積載すること）
ウ　納品書，納品明細書
エ　各完成車（登録後）の前面，後面（ナンバー標識の見えるもの），両側面及びふかん面の撮影写真（デジカメプリントＬ版 CD-ROM 付）

（３）緊急自動車届出確認証
（４）その他当市の指示するもの

４　車　両

（１）製作台数は８台とし，軽自動車の四輪駆動トラックタイプで，軽自動車検査協会技術課の改造自動車等の審査に合格するものとする。

この仕様書に明記されていない事項については，製作会社の標準仕様とする。

（２）乗車定員は４人以上（小型動力ポンプ積載部座席を含む。）とし，安全に乗車できる座席を設けること。

５　ぎ　装，取付品，積載品等

別表１，２のとおりとし，同等以上の品を主張する場合は，入札前に性能資料を提出し，新潟市消防局警防課の承認を得るものとする。

（１）乗車人員の乗降時及び走行時における安全の確保に必要な握り棒，手すり及び安全帯を設けること。

（２）小型動力ポンプは引出装置等を設け，当市の支給するものを積載し，荷台上でポンプの運転が出来るように積載すること。（引出し装置はスライドレール式とし，ポンプを簡単に積み下ろし可能な傾斜式構造とすること。また，そのレールについては，小型動力ポンプ積載の有無を問わず，収納時には金具で固定できる構造とすること。）

（３）小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置等は，走行中に振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全確実に固定でき，かつ，容易に積みおろしができるものとする。

（４）ホース収納装置は，ホースが直接風雨にさらされない措置を講じること。

（５）付属品等が車体に直接当たるおそれのある部分は，保護板等を設けること。

（６）無線受信機は，ダッシュボードの操作し易い位置とし，電源はエンジンキーと連動するものとすること。

（７）車両後部の側面上部左側に旗たてを設けること。

（８）シートベルト付の２名乗車用後部隊員席（収納ボックス兼用）を設けること。

（９）電気配線には，メインスイッチを設けること。

(10) 別表２の当市が支給する資機材等を安全確実に積載できるよう取付装置等を設けること。

(11) フロント中央部に団章を入れること。

(12) その他，メーカー標準とする。

６　塗装等

（１）外面の塗装は朱色とする。（タイヤホイールは除く。）

（２）上記以外の塗装は，メーカーの標準色とする。

（３）文字の記入は，次のとおりとする。

ア　運転席・助手席ドア両側に，向かって左から白色丸ゴシック体で，上段に「新潟市消防団」（大きさ７０mm，ドア幅に均等割付）と記入し，下段に「〇〇方面隊」（大きさ６０mm，中央よせ）と記入すること。

イ　標識灯両面に，黒色丸ゴシック体左横書きで，上段に「〇〇分団」，下段に「第〇班」（上段・下段とも大きさ同じで適宜，中央よせ）と記入すること。

ウ　〇〇方面隊，〇〇分団，第〇班は以下のとおりとする。（計８台）

番号	方面隊	分団	班
1	江南方面隊	横越分団	第 12 班

2	秋葉方面隊	新津第４分団	第３班
3	秋葉方面隊	新津第７分団	第１班
4	秋葉方面隊	新津第 10 分団	第２班
5	秋葉方面隊	小須戸第４分団	第２班
6	西蒲方面隊	西川分団	第２班
7	西蒲方面隊	西川分団	第４班
8	西蒲方面隊	西川分団	第６班

７　補　則

（１）疑義等

ア　仕様内容に疑義が生じた場合又は，仕様の変更が必要な場合は，当市とその都度速やかに協議し，承認を得ること。

イ　仕様内容の解釈については，当市の解釈に従うこと。

（２）登録等

ア　軽自動車検査協会の新規登録及び緊急自動車の届出は，受注者が行うこと。

イ　自動車損害賠償責任保険，自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

（３）納　入

ア　受注者は納入する際，新潟市消防局で当市の検査を受けること。

イ　検査の結果，本仕様書に適合しないときは，当市の指示する日までに再検査を受けること。

ウ　納入時のタイヤは，スタッドレスタイヤとする。

エ　燃料は満タンとする。

オ　納品書を提出すること。

（４）研　修

受注者は，当市が指定する日時，場所で各取扱説明を行うこと。

（５）保　証

ア　保証期間は，納入の日から起算して２年間とし，保証書を提出すること。

イ　保証期間経過後に設計不良，製作上の欠陥等により故障した場合は，無償で修理を行うこと。

別　表　１

番号	品　　　　　　　　名	仕　　　　様　　　　等	数　量
1	※赤色回転灯	標識灯一体型 キャブ上に取付台を設けること	1 式
2	※電子サイレン・スピーカー（マイク付き）	SAP－500 FBZ 又は TSK－3111 MK11 又は同等品以上	1 式
3	※後退警報器		1 式
4	※標識灯	地色は黄色（赤色回転灯一体型）	1 式
5	※無線受信機	当市支給品	1 式
6	※赤色点滅灯	後部点滅灯 2 灯	1 式
7	※サーチライト	12V－45W 以上（伸縮式 360 度回転可）	1 式
8	非常用信号用具等	信号灯（電池付） 赤旗 フロアマット（純正品） ※車輪止め（ゴム製）	1 個 1 本 1 式 2 個
9	スタッドレスタイヤ等	※スタッドレスタイヤ タイヤチェーン（バンド付）	4 本 1 組
10	※自動車用消火器	粉末 ABC20 型（カバー付）	1 本
11	※二つ折りはしご	赤塗り（車両右側面後部に取付け）	１式
12	※角スコップ		1 丁
13	※剣先スコップ		１丁
14	※消火栓開閉金具等	各方面隊の仕様	1 本
15	※とび口（１．８ｍ）	取付装置は２本用	１本
16	※台車（折畳式）	積載耐荷重１５０ｋｇ以上	１台

※印を付した付属品については，車両に取付けること。

なお，取付け位置は別途打合せによるものとする。

別　表　2

番号	品　　　　　　　　名	仕　　　様　　　等	数　量
1	※　吸水器具	当市支給品	1式
2	※スタンドパイプ	当市支給品	1本
3	※無反動管そう	当市支給品	1本
4	※管そう	当市支給品	1本
5	※消火栓媒介金具	75mm ネジメス×65mm 差込メス　AC 製	1式
6	※金てこ		1本
7	※ノズル	当市支給品	2個

※印を付した付属品については，車両に取付けること。

なお，当市支給品の取付けは採寸を実施し，取付け位置は別途打合せによるものとする。

外観図

